

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	158 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	100,682 百万円	X ≤ Yゆえ、	本計画における交付限度額	158 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S 3,847 km²

拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR²)

π:3.14

r:最短距離 35

拠点施設から都道府県の境界までの距離 35 km

拠点施設から海岸線までの距離 97 km

r₀: 10 km

R: r ≥ r₀ゆえ、 35 km

T 5 年

当該広域的域域活性化基盤整備計画の計画期間

令和4年度 ~ 令和8年度

C 1,047.0 万円/km²・年度

単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額

行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)

S × C × T × 0.5 = 100,682 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	基幹事業(A)	350 百万円
	提案事業(B)	0 百万円
	合計	350 百万円

$\alpha 1 = 9(A+B)/10 =$	315.0
$\alpha 2 = 12A/11 =$	381.8
$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X) = $\alpha / 2 =$	158 百万円

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

〈選定方法〉

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
根道神社周辺観光交流施設群	18.9	66.2	19.0
杉原千畝記念館(人道の丘公園)	17.3	52.7	17.3
日本最古の石博物館	35.4	96.7	35.4
徳山ダム	16.3	37.0	16.3

※選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
日本最古の石博物館	35.4	96.7

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	根道神社周辺観光交流施設群	所在地	関市
設置主体	関市	管理・運営主体	白谷自治会・関市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)
拠点施設データ	—		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 当該施設は白山信仰を礎とした数ある神社の一つで、明治時代に周囲の神社を合祀して根道神社となった。本神社は年に二回祭事が開催され、地域でも大切にされる神社であり、観光客も多く訪れる「一団地の観光施設」である。また、根道神社の参道脇の池、通称「モネの池」は、透明度の高い湧水に咲く睡蓮がとて美しく、池の中を優雅に錦鯉が泳ぐ姿は連日、多くの人で賑い、人気の観光スポットである。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当該施設へのアクセス方法としては、マイカー(レンタカー)の利用が一般的であり、全国各地からの観光客も多い。A11-001(一)上野関線 半道工区は、当該施設と美濃ICを結ぶ、最短経路上にあり、狭隘部の解消により、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
令和2年度には根道神社の隣接地に新たな観光案内所である「いろは風のとおり道」がオープンし、根道神社やモネの池の魅力を発信している。そこでは、外国人にも来訪いただけるよう、神社やモネの池を紹介した多言語のパンフレットを用意しており、「観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供」を行っている。 また、観光案内所のオープンに伴い、新たにSNS等を利用して根道神社やモネの池の魅力を発信することで、観光客はホームページ以外でも魅力を知ることができるようになり、さらなる観光客増加が見込まれている。			
<該当する広域連携プロジェクト>			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	杉原千畝記念館(人道の丘公園)	所在地	八百津町
設置主体	八百津町	管理・運営主体	八百津町
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)
拠点施設データ	-		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 当該施設は岐阜県八百津町出身の杉原千畝の偉大な功績を称えとともに、後世に伝えるため建設された記念館であり、千畝が育まれた地域風土を空間化し、展示物を通して生き立ちと功績を学ぶことができる「教養文化施設」である。 また、イスラエルからの観光客増加等を目的として、平成28年度に、「杉原千畝ルート推進協議会」が設立された。この協議会は、杉原千畝の生まれ故郷である八百津町とヨーロッパを逃れたユダヤ難民が日本で初めて降り立った場所である福井県敦賀市とを結ぶ「千畝ルート」を世界に発信するのが目的である。 ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 当該施設へのアクセス方法としては、マイカー(レンタカー)の利用が一般的であり、全国各地からの観光客も多い。(主)可児金山線は美濃加茂ICからアクセスできる日本最古の石博物館と当該施設とを結ぶ路線である。最短ルートの川沿いは、民家または市街地を通過する道路であり、狭隘部の解消にはバイパス化が必要であることから、A11-002(主)可児金山線 比久見工区の整備により、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
当該施設では、杉原千畝の生涯とその歴史背景が分かる映像や説明パネルに加え、当時の手紙や杉原千畝がビザ発給を決断した日本領事執務室を再現したフロアなど「文化的資産の展示」がされており、杉原千畝がビザを発給する歴史背景から、ビザ発給後の人生までを学ぶことができる。令和3年度には、杉原千畝の生誕120周年を記念し、命のビザの実物公開を、当該施設でも期間限定で実施した。また、期間限定の特別展示として、ナチス・ドイツによるホロコーストの歴史やその時代に生きた人びとの生活を解説する説明パネルの展示を行った。また、令和4年度以降も、期間限定の特別展示として、杉原千畝のみならず、命のビザの発給時に活躍した諸外国の外交官の功績に関する説明パネルの展示も予定していることから、さらなる観光客増加が見込まれている。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	日本最古の石博物館	所在地	七宗町
設置主体	七宗町	管理・運営主体	七宗町
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設データ	—		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 「日本最古の石博物館」は、飛騨川の河岸で静かに眠っていた20億年前の片磨岩をはじめ、地球の誕生から現在に至るまでの46億年の歴史がわかる資料を展示しており、地球の環境の変遷や人と自然とのかかわりを学ぶ生涯学習の場として利用されている「教養文化施設」である。 ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 当該施設へのアクセス方法としては、マイカー（レンタカー）の利用が一般的であり、全国各地からの観光客も多い。（主）可児金山線は美濃加茂ICからアクセスできる日本最古の石博物館と当該施設とを結ぶ路線である。最短ルートの川沿いは、民家または市街地を通過する道路であり、狭隘部の解消にはバイパス化が必要であることから、A11-002（主）可児金山線 比久見工区の整備により、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
当該施設では、カナダ北部で発見された地球最古の石などの「文化的資産の展示」がされており、地球の誕生から、現在までの46億年にわたる地球の成り立ちを学ぶことができる。令和2年度には、当該施設にて展示している日本最古の石よりさらに古い石が島根県で発見されたことから、これを寄贈してもらい展示を開始した。また、施設もリニューアルオープンし、石の成り立ち方などの説明パネルを更新するとともに、火成岩や堆積岩などを直接接触することで重さや見た目の違いを学べる「体験型コーナー」を設けた。さらに、関連する取組として当該施設の新たなマスコットキャラクターの名称募集やお披露目イベントを開催し、それをHPで情報発信することで、さらなる観光客増加が見込まれている。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	徳山ダム	所在地	岐阜県
設置主体	国交省	管理・運営主体	独立行政法人水資源機構
拠点施設の区分	省令第3条第2号	広域的特定活動の区分	省令第1条第2号
拠点施設データ	—		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 徳山ダムは、一級河川・木曾川水系揖斐川最上流部に建設された独立行政法人水資源機構が管理するロックフィルダムであり、総貯水容量6億6,000万m ³ は日本一を誇る。当該施設はボート体験を行うことができる「体験学習施設」である。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当該施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)もしくはバス利用が一般的であり、全国各地からの観光客が期待できる。A-002(国)417号田代～志津原工区の雪崩予防柵の設置やA-004(国)417号市～板垣工区の道路改良により、当該拠点施設やツーレクニックアドベンチャーいけだを越前市や岐阜県から最短経路で通行することができ、拠点施設へのアクセス性が向上することで観光客増加を見込む。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
徳山ダムは、令和5年度から新たに観光ガイドツアーを予定している。この観光ガイドツアーでは、「地域の固有の自然や文化等」が学べるよう、徳山ダムの堤体内部や堤体の上を見学し、ダムの迫力を実際に目や肌で体感することができるよう内容や、徳山ダム建設の経緯や建設工法等を学ぶことができるような内容を計画している。また、徳川ダム湖でのパドルボート教室を新しく開催することを計画しており、パドルボートを体験しながら、徳山ダム周辺の自然に触れることができることから、さらなる観光客増加が見込まれている。			
<該当する広域連携プロジェクト>			

道路

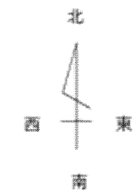
都市計画道路名 又はその他道路名 <small>注1)</small>	番号	区間	道路 区分 <small>注2)</small>	事業 主体 <small>注3)</small>	事業 手法	工種	延長 <small>m</small>	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付 事業費 <small>百万円</small>	交付事業にお ける事業期間 <small>(年度)</small>	事業内容	都市計画 決定 <small>注4)</small> 年月	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性 目 至 <small>注5)</small> (拠点施設)	整備効果等 <small>注6)</small>	供用等 <small>注7)</small>	備 考 <small>注8)</small>	
								整備前 <small>m</small>	整備後 <small>m</small>	整備前 車線	整備後 車線	整備前 <small>m</small>	整備後 <small>m</small>									
								<道路>														
一般県道 上野岡線	A11-001	半道	県	岐阜県	-	改築	200	4.0	5.5	2	2	-	2.5	100	R4~R8	車道拡幅(2車線→2車線)	-	県道神社周辺 親見交流施設群	美濃IC	未改良区間(L=0.20km)の解消	全線完成供用L=0.20km(R8.3予定)	T10=3,259台/日
主要地方道 可児金山線	A11-002	比久見	県	岐阜県	-	改築	500	4.0	6.0	2	2	-	3.5	200	R4~R7	車道拡幅(2車線→2車線)	-	杉原千鶴記念館 日本最古の	未改良区間(L=0.50km)の解消	全線完成供用L=0.50km(R7.3予定)	T10=2,991台/日	

(参考)

<関連事業>																					

*本調書には7)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。
 注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。
 注2)国、地、街、他の別を記載。
 ただし、国・国道、地・地方道、街・街路、他いずれにも該当しないもの
 注3)＜関連事業＞については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。
 注4)施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名
 注5) **要素事業別に、どの拠点施設を越る人流・物流の経路(他の拠点施設、IC等)途上の事業なのかを明確にすること。**
 別添の「道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。
 要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。
 注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果等を簡潔に記載すること。
 記載にあたっては、「所要時間が〇分→〇分に約〇分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<〇)の解消」など具体的に記載すること。
 注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。
 記載にあたっては、「全線完成供用L=〇m(HO、〇予定)」、「部分供用L=〇m(HO、〇目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。
 注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度を記載。※交通量は最新のセンサデータを用いて記載すること。また、別添「道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。
 (例)・道路改築:交通量(台/日)、混雑度等
 ・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等
 ＜関連事業＞の備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。
 ※不足する場合は適宜行を追加すること。
 ※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3~5年)内に一定の成果をあげることでない大規模な事業は、交付対象外。

美濃地域(岐阜県) 事業実施箇所図



凡例

- 基幹事業
- 拠点施設
- 高速道路

(確認様式4)

美濃加茂地域(岐阜県) 事業実施箇所図

・最短ルートである、現在の(主)可児金山線は、幅員が狭く、歩道もないことから、車のすれ違いが困難であり、アクセス障害や安全性への支障が生じている。
このアクセス障害を解消するために行う道路拡幅は、市街地に近接しているため社会的影響が大きく、さらに整備に膨大な予算が必要となることから、岐阜県では、当該路線を迂回する町道比久見2号線を活用(県道に昇格)し、バイパス整備後には、(主)可児金山線として供用することにより、観光の利便性を向上させる。

